### Ⅳ. 山形県の最低賃金



法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。



2017年 10月6日から



地域別最低賃金は

時給

深夜勤務の場合 25%加算

午後10時~午前5時に勤務する場合

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算 されます。この他にも、時間外割増や休日割増が 加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください

**2017**<sub>≇</sub> 10月6日から



最低賃金は、毎年、都道府県 ごとに見直されています。



会社には**この額以上**の賃金 を支払う義務があります。 この額を下回る賃金は**法律** 違反です。下回った場合、 その差額を請求できます。

# 派遣先



派遣で働く方には、派遣元 ではなく、派遣先の最低賃金 が適用されます。

## 割増いる



例えば深夜勤務の場合には、 割増賃金が適用されているか、 要チェックです。

### おかしいな?と思ったら「なんでも労働相



0120-154-

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6ヵ所に 地域協議会が あります。 お気軽に

お電話ください。

〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

**連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎**0235-25-8605 〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515 連合山形置賜地域協議会 〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

**連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505 連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005** 〒995-0033 村山市楯岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F

> 連合山形地域協議会 ☎023-622-0551 〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

☎0238-23-0551 〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

# あなたの給料は、最低賃金を

# ていますか?

以下を参考に、あなたの給料をチェックしてみましょう!

STEP 1

確認



給料のうち、対象となる項目を 「確認」してみましょう!

最低賃金との比較対象になるのは、

基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。 ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

### 基本給 + 諸手当※

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

ではない

- ボーナス残業代
- 通勤手当 家族手当 その他臨時の手当

STEP 2

比較



1時間あたりの金額に変換し、 実際に「比較」してみましょう!



右の計算式で 算出した金額と 最低賃金額を 比較します。

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。 就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給 の人

時給額 そのままでOK!

日給 の人

日給額 ÷ 1日の所定労働時間

週給 の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給 の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP 3

相談



自分の給料が最低賃金より 低かったら、「相談」してみましょう! お勤め先に労働組合があれば...

▶ 組合から経営者に申し入れをしましょう。

労働組合がなければ...

▶ 連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。

お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金をクリアしているかな?」「おかしいかな?どうかな?」と思ったら

「なんでも労働相談ダイヤル」へ お気軽にご相談ください!



0120-154-052



日本労働組合総連合会(連合) 📧



